



第60号 (令和元年11月5日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

11月は「ねんきん月間」です。

日本年金機構では、国民の皆様方に公的年金制度をより身近に感じていただくため、出張年金相談会や年金セミナー等を開催します。引き続き、市区町村の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて本号では、国民年金保険料免除・納付猶予及び国民年金保険料学生納付特例に係る所得未申告者の取扱いの変更点や社会保険料（国民年金保険料）控除証明書などについて掲載しています。

また、障害年金講座では情報連携と所得確認の添付書類について、市区町村の皆様方から照会を受けている事例を掲載しています。日々の業務に是非ご活用ください。

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

障害年金講座

第12回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

市区町村からの照会の多い事例

です!

(5) 情報連携と所得確認の添付書類について

(1)～(4)までは、「かけはし」第58号、第59号の障害年金講座を参照してください。

Q12

令和元年7月1日以降、日本年金機構では情報連携により、

①平成29年4月1日以降の住民票情報、

②平成29年度（平成28年分）以降の所得情報が確認できると聞きました。

今回、20歳前障害で認定日請求する予定ですが、所得証明について省略できるケース、できないケースを教えてください。（※前提として、子はいないものとします。）

A12

障害認定日が平成29年6月30日以前となる場合は、所得に関する添付書類が必要です。

【情報連携により省略できる書類】

平成29年度（平成28年分）以降の所得情報

【添付が必要な書類】

平成28年度（平成27年分）以前の所得情報については、情報連携による取得ができないことから、情報連携開始前と同様に、市区町村が発行した所得証明書または所得状況届の添付が必要です。

※ H29.7.1以降受付の事後重症請求も不要です。

障害認定日がH29.6.30以前 ← → 障害認定日がH29.7.1以降 (注1)

添付が必要

添付が不要

～具体的な事例～

生まれながら（生来）の知的障害で初診日が生まれた日、障害認定日が20歳到達日の例

	事例1	事例2
	生年月日 平成9年7月 1日	生年月日 平成9年7月 2日
	障害認定日 平成29年6月30日	障害認定日 平成29年7月1日 (注1)
情報連携で取得できる情報	平成29年度（平成28年分）以降の所得情報	平成29年度（平成28年分）以降の所得情報
添付が必要な書類	平成28年度（平成27年分）の所得証明書または所得状況届	なし (情報連携で全て確認できるため。)

(注1) H29.7.1以降であっても、DVなどで必要な情報が情報連携から取得できない場合は、日本年金機構から請求者等に対して、添付書類の提出を依頼することがあります。

【参考】本人の所得による支給制限について

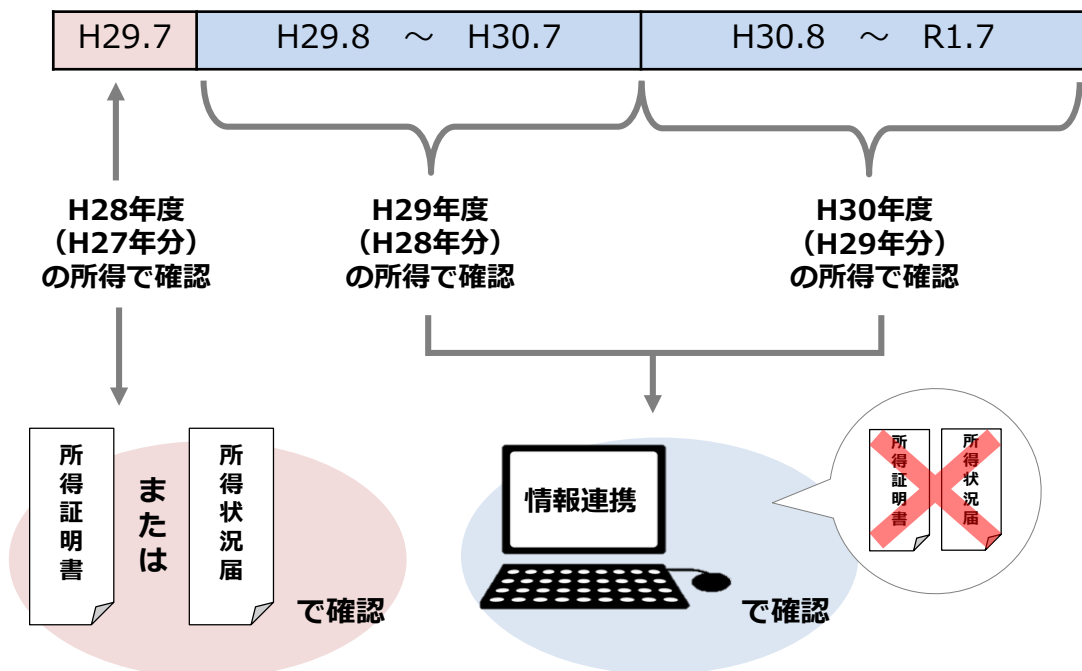
20歳前障害による障害基礎年金を受給する方の前年所得が政令で定められた金額を超えた場合は、その年の8月分から翌年7月分までの間、全額または半額支給停止となります。

受給権発生年月日※の翌月分以降が所得審査の対象になります。

※ 受給権発生年月日 障害認定日請求・・・障害認定日
事後重症請求・・・請求書の受付日

(例) 障害認定日(受給権発生年月日)が平成29年6月30日の場合

- 受給権発生年月日の翌月の平成29年7月分以降が所得審査の対象となります。
- そのため、平成28年度(平成27年分)以降の所得の確認が必要になります。



機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
日本年金機構において、令和元年10月から令和元年2月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

令和元年 10月

- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行
→ 詳細は、「かけはし」第59号の7頁～14頁をご確認ください。
- 年金生活者支援給付金に係る支給決定通知書及び不該当通知書を順次発送
- 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付）
→ 詳細は、「かけはし」第59号の20頁をご確認ください。
- 国民年金関係事務におけるマイナンバー情報連携の本格運用の開始
- 国民年金保険料免除等における未申告者の取扱いの見直し
→ 詳細は、本号16頁～19頁をご確認ください。

令和元年 11月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、本号21頁～30頁をご確認ください。
- ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、「かけはし」第59号の22頁をご確認ください。
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付
→ 詳細は、本号31頁～33頁をご確認ください。

令和元年 12月

- 年金生活者支援給付金の初回支払（12月13日）
- 年末収納対策用納付書の送付

令和2年 2月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、本号21頁～30頁をご確認ください。

20歳到達者の加入手続きを見直しました

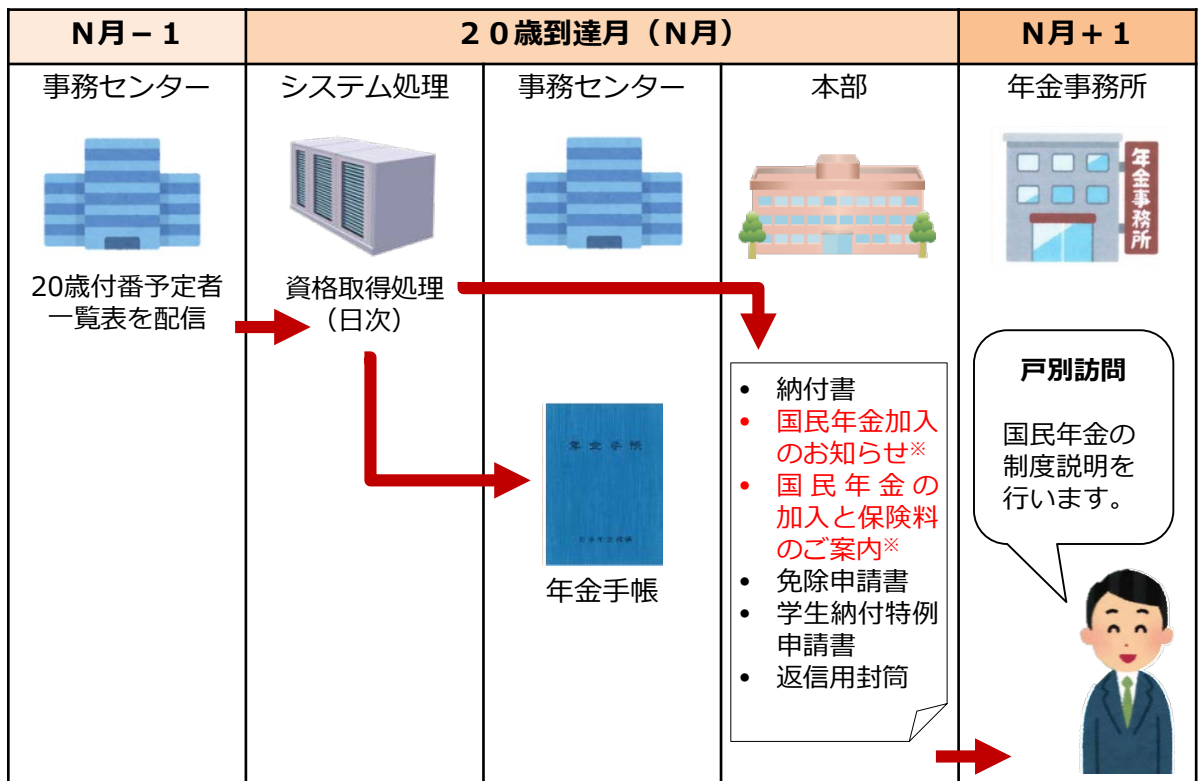
(国民年金部)

令和元年10月以降に20歳になった方の国民年金加入手続きを見直しました。

20歳になった方には、日本年金機構から資格取得のお知らせを送付します。

ただし、最近海外から転入された方など、資格取得のお知らせが送付されない方もいますので、市区役所・町村役場の窓口で20歳到達者の資格取得届が提出された場合は、従来どおり受付をして、日本年金機構へ回付をお願いいたします。

令和元年10月以降に20歳になった方の事務処理は、以下のとおりです。



※「国民年金加入のお知らせ」及び「国民年金の加入と保険料のご案内」の見本は、本誌6頁～14頁をご参照ください。

国民年金加入のお知らせ

年 月 日

〒

様

日本年金機構

国民年金加入のお知らせ

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。このたび、下記のとおり国民年金第1号被保険者^{※1}の資格を取得されましたのでお知らせします。国民年金保険料は、同封の「国民年金の加入と保険料のご案内」をご確認いただき、納め忘れのないようにしてください。

下記の基礎年金番号^{※2}は、ご自身の年金加入記録を管理する番号で、年金加入制度が変更になっても変わりません。今後、年金に関する様々なお手続きは、マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号で行えます。別途送付される、年金手帳や日本年金機構が送付する通知などにも、基礎年金番号を記載しています。

また、ねんきんネットをご利用すると、基礎年金番号、被保険者資格取得年月日及び加入履歴等をご確認できます。詳しくは、別途送付される「ねんきんネットアクセスキー送付のお知らせ」をご参照ください。

※1 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等です。

※2 国民年金・厚生年金保険・共済組合の公的年金制度で共通して使用する「一人一つの番号」です。

基礎年金番号

被保険者資格取得年月日 年 月 日

氏名

生年月日 年 月 日

性別

○下記①～③のいずれかにあてはまる方は「ねんきん加入者ダイヤル」に早急にご連絡ください。

- ① 厚生年金保険の被保険者またはその方の被扶養配偶者
- ② 各共済組合の組合員等またはその方の被扶養配偶者
- ③ 社会保障協定の年金制度適用調整規定により日本国以外の年金制度に加入されている方

※このお知らせは誕生日の前々月のデータで作成しています。

お問い合わせ先

「ねんきん加入者ダイヤル」0570-003-004

※間違いない電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
(050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6630-2525へ)

(受付時間) 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
年金制度の詳細については、日本年金機構ホームページもご参照ください。

国民年金の加入と保険料のご案内

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族を保障！

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

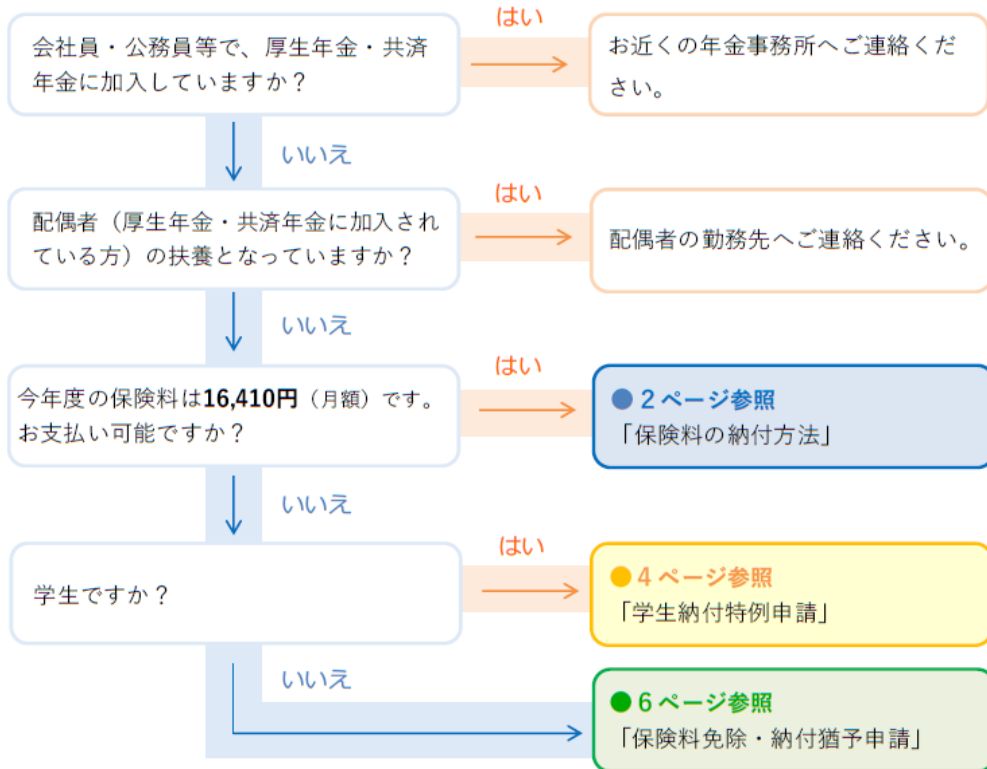
保険料が控除！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。



■20歳直前で海外出国されこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。

■諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください。

<目次>	国民年金保険料の納付方法のご案内	P2
	国民年金保険料学生納付特例制度のご案内	P4
	国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内	P6
	付加保険料制度・産前産後保険料免除・ねんきんネットのご案内	P8

国民年金保険料の納付方法

(2019年) (2020年)
 平成31年4月～令和2年3月分の国民年金保険料は、**16,410円（月額）**です。
 保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

国民年金保険料は支払方法が選べます！



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 市（区）役所、町村役場および年金事務所では納めることができません。ご了承ください。
- その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書（納付書送付書）」および「納付書」の裏面をご覧ください。

6カ月、1年分をまとめて前払い（前納）するとお得です！

(1) 納付書によるお支払い 納付書の見方や使用方法について[日本年金機構ホームページ](https://www.nenkin.go.jp/)をご確認ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/>)

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、
 または電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）で納付できます。

金融機関

全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合

コンビニエンスストア等

全国のコンビニエンスストア（詳しくは納付書裏面をご確認ください）

電子納付（Pay-easy）

同封の納付書に記載されている「**収納機関番号**」、「**納付番号**」、「**確認番号**」をPay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

●お支払い保険料と前納割引額

【令和元年度額】

種類	1 カ月		6 カ月		1 年		2 年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金	16,410円	－	97,660円	800円	193,420円	3,500円	380,880円	14,520円

■納付書での前納が翌々年3月分まで（最大で2年分）できるようになりました。

納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

【注意事項】

- 使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納められません。
- 同封の前納用納付書以外にも前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行します。
 お近くの年金事務所へお問い合わせください。
 <例>「元.10～2.3」前納用納付書の使用期限である令和元年10月31日を過ぎてしまいましたが、前納したい
 ⇒令和元年12月2日までであれば、令和元年11月分から令和2年3月分までの前納ができます。
- 加入月から翌年3月までの各月納付書と加入月の翌月分から翌年3月までの前納用納付書が同封されている場合があります。
 加入月の翌月から前納用納付書により納付される場合、加入月から前納開始月の前月分までの納付も必要です。

国民年金の加入と保険料のご案内（3頁目）

（2）口座振替による継続的なお支払い（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

【申込方法】

同封の「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。

■口座振替申出の開始時期等は、手続き完了後に通知します。通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

●前納割引額と申込期限

【令和元年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	16,410円※	－	97,340円	1,120円	192,790円	4,130円	379,640円	15,760円
申込期限	随時提出可能		(上期) 2月末日 (下期) 8月末日		2月末日			
引落日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

※納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替すると16,360円になり、保険料が50円割引されます。

【注意事項】

- 口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始（変更）・額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。
- 残高不足で口座からの振替ができなかった場合は「翌月末振替」になります。次の振替日（2年前納、1年前納の場合は翌年4月末）までの間、割引がありません。
- 口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。開始まで、1～2カ月程度かかります。
- 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納められません。
- 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。

（3）クレジットカードによる継続的なお支払い（申込用紙はHPでダウンロードできます）

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。

(注) 立替納付日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に立替納付されます。

●前納割引額と申込期限

【令和元年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
クレジット	16,410円※	－	97,660円	800円	193,420円	3,500円	380,880円	14,520円
申込期限	随時提出可能		(上期) 2月末日 (下期) 8月末日		2月末日			
立替納付日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

※当月分の保険料（16,410円）が当月末に立替納付されます。割引はありません。

【注意事項】

- 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納められません。

詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/>)

学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

■対象になる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程に在学している方

<前年所得のめやす> $118万円 + 扶養親族等の数 \times 38万円$ で計算した額以下
保険料を納められないときは、未納のまま放置せず必ず学生納付特例を申請しましょう。

1. 手続き方法

(1) 申請書の記入

同封している学生納付特例申請書をご使用ください。紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。
[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

(2) 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市（区）役所または町村役場の国民年金窓口です。
申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものがが必要です。
* 在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。（学校等の確認は日本年金機構ホームページで確認できます。）
[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

(3) 審査結果の確認

- 申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
- ①「承認通知書」が届いた場合、承認期間は誕生日～その年度の3月までです。
すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間になりません。
 - ②「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

【注意事項】

申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請ができます。申請が遅くなると、障害基礎年金を受け取れない場合があります。すみやかに申請してください。

2. 手続きをしない場合のデメリット

万が一のことが起こったときに、年金が受け取れません

年金は、老後に受け取るだけではありません。

次の場合、障害基礎年金が受け取れない可能性があります。

- ・万が一の病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかった。
- ・学生納付特例の手続きを忘れていた。

障害基礎年金

令和元年度（年額）

【1級】975,125円 【2級】780,100円

* 障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。

* 国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

3. 承認後の年金

将来受け取る年金の受給資格期間に算入されます

ただし、年金額に反映されません

● 学生納付特例承認後の比較表 「納付・学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算されない	計算されない

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。ただし、後から保険料を納めることができる「追納制度」があります。

追納制度

■ 学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

■ 将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

* 承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。
 しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
 そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

■ 免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
 なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。必ず納めてください。

● 免除を受けるための「所得」の目安 【単位：万円】
()内は収入額

世帯構成	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 <small>(夫婦、子ども2人の場合)</small>	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 <small>(夫婦のみの場合)</small>	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

* 表は標準的なモデルをもとに計算しています。
 * 所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。
 ご了承ください。

■ 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

学生の方は、学生納付特例をご利用ください

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。
 学生納付特例に該当する方は、上記の免除・納付猶予の申請はできません。
 手続き方法は4ページまたは日本年金機構ホームページでご確認ください。
[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

■ 未納だと損をします！

● 免除・納付猶予制度の比較表 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる ^{※2}	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算される ^{※1}	計算される ^{※1,2}	計算されない	計算されない

※1,2 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりです。

● 全額免除の場合…2分の1 ● 3/4免除の場合…8分の5 ● 半額免除の場合…4分の3 ● 1/4免除の場合…8分の7

※2 「一部免除」については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

1. 手続き方法

(1) 申請書の記入

同封している免除・納付猶予申請書をご使用ください。紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。

[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

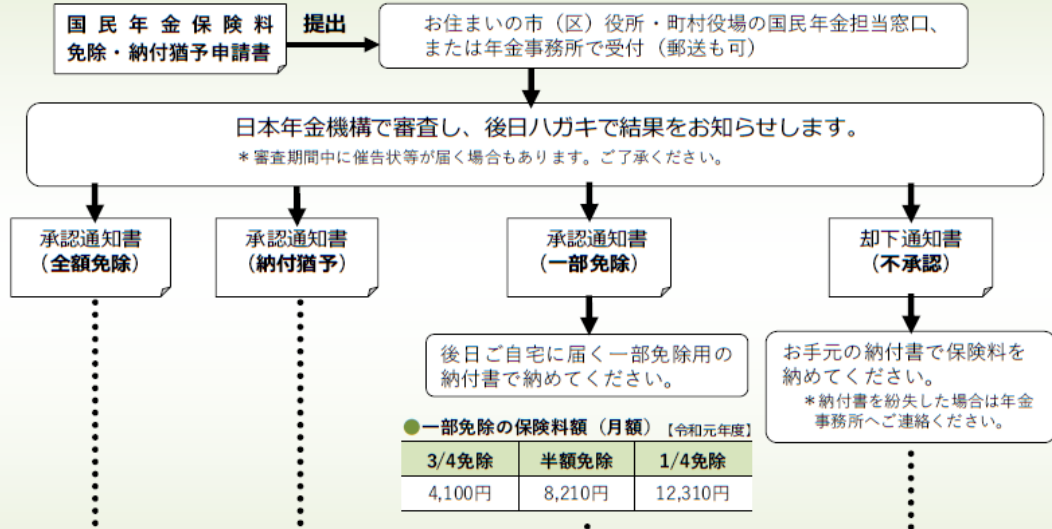
(2) 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市（区）役所または町村役場の国民年金窓口です。

国民年金の加入と保険料のご案内（7頁目）

2. 手続きの流れ

令和元年（2019年）10月～令和2年（2020年）6月分の申請



令和2年（2020年）7月分以降の申請

継続を希望して、全額免除・納付猶予が承認された場合には、次年度以降の申請が不要になります。継続を希望しない場合は令和2年7月以降にあらためて申請してください。

令和2年7月以降にあらためて申請してください。

詳しくはこちら

3. 免除・納付猶予申請は2年目から不要

■ 全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合は、免除・納付猶予申請が不要です。ただし、失業等が理由の特例による免除承認であった場合は、翌年度も申請書の提出が必要です。

■ 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」にある

「継続希望1.」は全額免除または納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望するものです。

「継続希望2.」は納付猶予が承認された翌年度に全額免除の審査基準に該当する際、全額免除を審査する旨を希望するものです。

継続希望1及び2について、希望しない場合のみ「希望しません」に○を記入してください。

■ 審査の結果、全額免除または納付猶予が不承認になった場合でも、一部免除の申請を希望する場合には、あらためて申請が必要です。

追納制度

■ 免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

■ 将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

年金額が増える「付加保険料」

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

- 市（区）役所、町村役場、および年金事務所へお申し込みください。後日、納付書をお送りします。
- 付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。
- 国民年金基金へご加入の方は付加保険料を申し込めません。
- 付加保険料を前納する場合、前納する期間によって割引を受けられます。

産前産後期間の免除制度

平成31年（2019年）4月から国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

- 届書は日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードできます。
- 出産予定日の6か月前から提出可能です。速やかにご提出ください。
- 住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ届書をご提出ください。

年金制度に加入したら「ねんきんネット」に登録を！

「ねんきんネット」は、今後納めていただく保険料の納付実績や将来の年金額が増えていくことを実感できるサービスです。

登録はカンタン！基礎年金番号と翌月送付されるアクセスキーで、最短5分で登録完了！

登録後、すぐに利用できます。

- *基礎年金番号があれば登録は可能です。その場合はご登録後、約5営業日程度でユーザIDがお手元に郵送されます。



ねんきんネット 検索

その他注意事項

保険料を未納のまま放置すると、強制徴収によって、被保険者はもとより連帯納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の方に対して電話や文書、戸別訪問による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間にも行っています）。

委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページでご確認できます。

- *委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

ねんきん加入者ダイヤルの受付時間の変更について

(相談・サービス推進部)

ねんきん加入者ダイヤルでは、「国民年金被保険者からの照会」「事業主等からの厚生年金保険に関する照会」「市区町村からの国民年金に関する照会」に関する電話対応を行っています。

令和元年10月から、日本年金機構におけるコールセンター体制の見直しに伴い、第2土曜日の受付時間を以下のとおり変更しました。

今後、お客様へのご案内や各種広報等に掲載する際は、変更後の受付時間を記載いただきますよう、お願いします。

ねんきん加入者ダイヤル (国民年金加入者向け)

- ・0570-003-004 (ナビダイヤル)
- ・050で始まる電話からおかけになる場合は、(東京) 03-6630-2525 (一般電話)

(変更後)			(変更前)	
月～金曜日	8:30～19:00	←	月～金曜日	8:30～19:00
第2土曜日	9:30～16:00		第2土曜日	9:00～17:00

ねんきん加入者ダイヤル (事業所、厚生年金加入者向け)

- ・0570-007-123 (ナビダイヤル)
- ・050で始まる電話からおかけになる場合は、(東京) 03-6837-2913 (一般電話)

(変更後)			(変更前)	
月～金曜日	8:30～19:00	←	月～金曜日	8:30～19:00
第2土曜日	9:30～16:00		第2土曜日	9:00～17:00

ねんきん加入者ダイヤル (市区町村照会専用ダイヤル)

(変更後)			(変更前)	
月曜日	8:30～19:00		月曜日	8:30～19:00
火～金曜日	8:30～17:30	←	火～金曜日	8:30～17:30
第2土曜日	9:30～16:00		第2土曜日	9:00～17:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

※ 当面の間は、上記の受付時間外であっても、従前の受付時間内であれば照会対応を行います。(令和2年3月末までの予定です。)



**国民年金保険料免除・納付猶予及び国民年金保険料学生納付特例に係る
所得未申告者の取り扱いが変更されました** (国民年金部)

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書に添付している「市町村確認書」については、本年10月末より、機構において審査に必要な住民票情報及び所得情報等を情報連携により確認するため、添付が不要となります。
- なお、情報連携により確認できない情報がある場合は、「市町村確認書」の作成をお願いしますので、ご理解をお願いします。
- 失業等を理由とする免除・納付猶予及び学生納付特例申請については、当面の間、引き続き情報連携の試行運用を継続する必要があることから、離職票などの添付書類が必要となります。
- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第62号）の施行により、所得未申告者の事務取扱いが変更されるとともに、様式の変更が示されたので、お知らせします。

所得未申告者の取扱いの変更

【令和元年10月17日以前の受付分】

前年所得欄の記入	未申告者への対応
57万円以下	申告義務のある所得がない（非課税）者として取り扱う。
なし	
57万円超	所得申告義務がある者として取扱い、 税申告を求める 。
未記入	記入を求め、提出がない場合は 形式的不備により却下 する。



【令和元年10月18日以降の受付分】

前年所得欄	未申告者への対応
廃止	<p>省令改正日以降の受付分からは、非課税者として取り扱う。 ⇒ 「所得なし」とみなして免除審査する。</p> <p>※ 旧様式により提出があった場合で、前年所得欄に「57万円超」と記入がある場合は税申告を求める。また、未記入の場合は、非課税者として取り扱う。</p>

様式変更の概要と留意点

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の変更点

変更箇所	変更概要
「前年所得欄」及び「税申告の有無」欄の廃止	所得未申告者を非課税者として取り扱うこととなったため、前年所得の申立を不要とします。
継続希望区分の継続希望時の記載省略	継続免除の意思確認欄については、「希望しない」場合のみ記載を求めることとします。

免除・納付猶予申請書に係る留意点

別世帯配偶者のマイナンバーの本人確認は、被保険者または代理人が行うため、窓口での確認は不要です。



国民年金保険料学生納付特例申請書の変更点

変更箇所	変更概要
「税申告の有無」欄の廃止	所得未申告者を非課税者として取り扱うこととなったため、前年所得の申立を不要とします。
学生証確認済のチェックボックスの追加	市区町村窓口で学生納付特例の対象校の学生であることを確認し、学生証の添付を省略した場合は、 <input type="checkbox"/> を入れてください。（備考欄へ学生証確認済である旨の記載は不要です。）

学生納付特例申請書に係る留意点

専修学校、各種学校、高等専門学校等の学生には、卒業後学位を取得できない学生が含まれますが、学生納付特例申請書の学生区分欄は、「1.学生（学位あり）」を選択し、○印を付してください。

届出レイアウト（国民年金保険料免除・納付猶予申請書）

様式コード
4 6 3 5



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。	指定全額免除申請事務取扱者	市区町村	日本年金機構
住所： _____	変更箇所		
被保険者氏名： _____			

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号（または基礎年金番号）	② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他
	③ 被保険者氏名	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成
	⑤ 配偶者氏名	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成
	⑦ 世帯主氏名	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。	
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 （配偶者が別世帯の場合）配偶者の個人番号（ _____ ）	

変更箇所

◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。					
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
B. 申請内容	⑩ 申請期間	平成 _____ 年度分 令和 _____ 年度分			
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり（ 人 ） ・ なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり（ 人 ） ・ なし 世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり（ 人 ） ・ なし			
	⑫ 特例認定区分（添付書類要確認）	被保険者：1. 失業 平成 _____ 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ） 配偶者：1. 失業 平成 _____ 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ） 世帯主：1. 失業 平成 _____ 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）			
	⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、..... を○で囲んでください。		 希望しません
⑭ 備考	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は、..... を○で囲んでください。		 希望しません	

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

令和元年9月26日に厚生労働省年金局から「障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の事務取扱通知が発出されました。

それに伴い、障害年金の不利益処分等について事務処理が変更となります。

主な変更内容は、以下のとおりです。

障害年金の不利益処分等を行う場合、処分通知書に理由を記載した文書（以下「理由付記文書」という。）を添付します。

概要

障害年金については、傷病の種類や症状・病状が個々に異なり、適用した障害認定基準や当該基準に該当する事実関係等も様々であることから、行政手続法第8条及び第14条の規定の趣旨に鑑み、障害年金の不利益処分等を行う場合の理由記載の充実を図るため、処分通知書に理由付記文書を添付します。

対象

理由付記文書を作成する不利益処分等は、以下のとおりです。

- ① 新規裁定請求に係る不支給決定
- ② 障害状態確認届に係る等級変更（降級）
- ③ 障害状態確認届に係る支給停止
- ④ 額改定請求書に係る額改定不該当
- ⑤ 支給停止事由消滅届に係る支給停止事由消滅不該当



実施スケジュール

令和元年10月と令和2年4月に分け、段階的に実施します。

① 令和元年10月実施分

障害状態確認届、額改定請求書、支給停止事由消滅届に係る対象処分のうち、障害及び腎臓・肝臓・糖尿病による障害の令和元年10月1日以降認定分から理由付記文書を添付します。

② 令和2年4月実施分

令和2年4月1日以降に認定する対象処分のすべてに理由付記文書を添付します。

令和元年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(国民年金部)

「かけはし」第59号でもお知らせしましたが、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和元年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています(令和元年10月31日に本部から発送)。

所得税及び住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

なお、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、令和元年に初めて国民年金保険料を納付された方には、令和2年2月6日に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

また、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行に関する概要・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご利用ください。

令和元年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書のレイアウトについては、本誌22頁~29頁を参照してください。

- 問い合わせ先の名称 ねんきん加入者ダイヤル
- 電話番号 0570-003-004(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6630-2525

〈受付期間〉 令和元年11月1日(金)~令和2年3月16日(月)

〈受付時間〉

- 月~金曜日 午前8:30~午後7:00
- 第2土曜日 午前9:30~午後4:00
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*「03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和元年10月1日です。
令和元年中（平成31年1月1日から令和元年9月30日）に納めていただいた国民年金保険料の額を証明しています。
 - 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
* ご家族の保険料も控除の対象となります。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
* 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を納めたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
* この証明書に記載されている保険料額に、あとから納めた保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納めた保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納めた保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
* 領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル（電話番号：0570-003-004）』までご連絡ください。
 - 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
* (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による控除に戻すことはできません。
また、令和2年に令和2年分と令和3年分をまとめて控除することもできません。
 - (1) 全額を納めた年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
 - (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次のように算出されます。
 - 例1 口座振替で24カ月分（平成31年4月分から令和3年3月分）379,640円を前納された場合
① 令和元年の控除対象額（平成31年4月から令和元年12月分までの9カ月分）
 $379,640円 \times 9カ月 / 24カ月 = 142,365円$
② 令和2年の控除対象額（令和2年1月から令和2年12月分までの12カ月分）
 $379,640円 \times 12カ月 / 24カ月 = 189,820円$
③ 令和3年の控除対象額（令和3年1月から令和3年3月分までの3カ月分）
 $379,640円 - ① - ② = 47,455円$
 - 例2 納付書で20カ月分（令和元年8月分から令和3年3月分）319,720円を前納された場合
① 令和元年の控除対象額（令和元年8月から令和元年12月分までの5カ月分）
 $319,720円 \times 5カ月 / 20カ月 = 79,930円$
② 令和2年の控除対象額（令和2年1月から令和2年12月分までの12カ月分）
 $319,720円 \times 12カ月 / 20カ月 = 191,832円$
③ 令和3年の控除対象額（令和3年1月から令和3年3月分までの3カ月分）
 $319,720円 - ① - ② = 47,958円$
- なお、申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
- * 本証明書は(2)の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 厚生年金保険に加入されている場合
・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 厚生年金保険に加入されている場合
・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 厚生年金保険に加入されている場合
・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

お問い合わせは
「ねんきん加入者ダイヤル」へ



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6630-2525

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6630-2525」の番号におかけになる場合は、通常の通話料金になります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりして間違え電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載いたしますので参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

「ご案内は内則にあります。」

矢印の方へ「へ」マークはご注意ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからお持ちください。)

控除料納付は、口座振替が便利でお得！

—安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします—

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手續でOK 手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早期・前納を利用してお得な割引

● 口座振替なら、早期が利用できます。
・早期(当月保険料の当月末引落)は、毎月の保険料が50円割引となります。^(※)

● 口座振替による前納は、もってお得です。

・保険料を前納されると割引があります。^(※)
現金納付による1年度分の前納は 3500 円
(1年度分の保険料額 196,920円が 183,420 円へ)
現金納付による2年度分の前納は 14,520 円
(2年度分の保険料額 395,400円が 380,880 円へ)
口座振替による1年度分の前納は 4,130 円
(1年度分の保険料額 196,920円が 192,790 円へ)
口座振替による2年度分の前納は 15,760 円
(2年度分の保険料額 395,400円が 379,640 円へ)

● 口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切ります。お早めにお申し込みください。

● 口座振替のお申し込みは年金事務所等です。

・口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

※割引額・前納保険料額等は、令和元年度の金額となります。令和2年度の前納保険料額等については、令和2年2月下旬に告知される予定です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

● 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。

● ご家族の保険料も控除の対象となります。
・主計を一にする配偶者やその他の家族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。

● 申告の際は納付を証明する書類が必要です。

・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。

* 令和2年1月1日以降に納付された保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

● **2年前納(現金・クレジットカード納付)ができるようになりました!**
口座振替に加え、現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金制度については、左記のホームページをご覧ください。
また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前の予約が便利です!

XXXX XXXX XXXX

和 平 社 会 保 険 局

送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者） 2月発送用うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和2年1月1日です。
令和元年中（平成31年1月1日から令和元年12月31日）に納めていただいた国民年金保険料の額を証明しています。
 - 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
* ご家族の保険料も控除の対象となります。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
* 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を納めたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
* この証明書に記載されている保険料額に、あとから納めた保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納めた保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納めた保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
* 領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル（電話番号：0570-003-004）』までご連絡ください。
 - 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくこととなります。
* （2）の方法により控除を受けた場合、（1）の方法による控除に戻すことはできません。
また、令和2年に令和2年分と令和3年分をまとめて控除することもできません。
- (1) 全額を納めた年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次のように算出されます。
- 例1 口座振替で24カ月分（平成31年4月分から令和3年3月分）379,640円を前納された場合
- ① 令和元年の控除対象額（平成31年4月から令和元年12月分までの9カ月分）
 $379,640円 \times 9\text{カ月} / 24\text{カ月} = 142,365円$
 - ② 令和2年の控除対象額（令和2年1月から令和2年12月分までの12カ月分）
 $379,640円 \times 12\text{カ月} / 24\text{カ月} = 189,820円$
 - ③ 令和3年の控除対象額（令和3年1月から令和3年3月分までの3カ月分）
 $379,640円 - ① - ② = 47,455円$
- 例2 納付書で17カ月分（令和元年11月分から令和3年3月分）273,310円を前納された場合
- ① 令和元年の控除対象額（令和元年11月から令和元年12月分までの2カ月分）
 $273,310円 \times 2\text{カ月} / 17\text{カ月} = 32,155円$
 - ② 令和2年の控除対象額（令和2年1月から令和2年12月分までの12カ月分）
 $273,310円 \times 12\text{カ月} / 17\text{カ月} = 192,925円$
 - ③ 令和3年の控除対象額（令和3年1月から令和3年3月分までの3カ月分）
 $273,310円 - ① - ② = 48,230円$
- なお、申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
* 本証明書は（2）の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・ 厚生年金保険に加入されている場合
 - ・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合
 など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・ 厚生年金保険に加入されている場合
 - ・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合
 など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・ 厚生年金保険に加入されている場合
 - ・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合
 など

令和元年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の 社会保険料控除について

(国民年金部)

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除(複数年分に分けて申告する場合)

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は、切り離さず添付して申告してください。

申告額は、①納付済額となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 (複数年分に分けて申告する場合)

日本年金機構よりお送りした「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、令和元年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、令和2年、令和3年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】 □座振替にて24か月分(平成31年4月分～令和3年3月分)
379,640円を前納した場合

- ① 令和元年に控除の対象となる額(平成31年4月分～令和元年12月分までの9か月分)
 $379,640円 \times (9か月 / 24か月) = 142,365円$
- ② 令和2年に控除の対象となる額(令和2年1月分～令和2年12月分までの12か月分)
 $379,640円 \times (12か月 / 24か月) = 189,820円$
- ③ 令和3年に控除の対象となる額(令和3年1月分～令和3年3月分までの3か月分)
 $379,640円 - 142,365円 - 189,820円 = 47,455円$

※ 分割して申告をご希望の場合、3年分を3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することは出来ませんのでご注意ください。

※ 上記の例の場合、令和元年に分割して申告を行った場合(9か月分)、翌年に残りの年分(15か月)をまとめて令和2年に申告することはできません。各年、令和元年、令和2年、令和3年の3年分に分けての申告が必要です。

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」

11月発送用 うら面

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請を行うことができます。

保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れない場合があります。申請はすみやかにお願いします。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できます。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページで七ご案内しています。

国民年金 免除 検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/ko-kunen/tenyo/index.html>

納めた保険料は免除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

1911 1016 014

納付状況	未納月数	未納金額
X	Z9カ月	¥, ¥¥, ¥¥9 円
Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X	Z9カ月	¥, ¥¥, ¥¥9 円
Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X	Z9カ月	¥, ¥¥, ¥¥9 円
Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X
合計	未納月数	未納金額
	Z9カ月	¥, ¥¥, ¥¥9 円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

記号	説明
A, B, H, Y	学生納付特例
シ, R, Y, Z	納付猶予
ア, 手, 七	全額免除
イ, ツ, フ	半額, 3/4, 1/4 免除 (半納)
／	半額, 3/4, 1/4 免除 (納付済)
／	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間

② 納付状況欄から「-」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

・共済組合に加入していた月数は含んではいません。

・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金		共済組合		合計	
加入期間	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	加入月数
Z9カ月	Z9カ月	Z9カ月	Z9カ月	Z9カ月	Z9カ月
厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間					
合計	Z9カ月	合計	Z9カ月	合計	Z9カ月

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンピュータシステムにおいてA T M操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。

次世代育成支援の観点から、産前産後の免除制度が平成31年4月から開始されましたが、市区町村の皆様方の御尽力もあり、大きな混乱もなく半年が経過しました。

本号では、産前産後の免除申請後における事務の流れ及びお客様に送付される通知をお知らせいたします。

◆申請後、該当通知書をご本人様宛に送付します。

産前産後免除該当届の審査完了後、『国民年金保険料産前産後免除該当通知書』（別紙1）をご本人様宛に送付します。

◆市区町村宛に、免除該当者について連絡します。

免除該当者について、「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表（紙媒体）」（日次）及び、「国民年金処理結果一覧表（紙媒体又は電子媒体）」（週次）を市区町村宛に送付します。

◆保険料を納めていた場合は、保険料還付・充当のお知らせをご本人様宛に送付します。

国民年金保険料納付済みの期間に産前産後免除該当となった場合、保険料は還付及び充当となるため、『国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書 国民年金保険料還付請求書』（別紙2左面・右面）または『国民年金過誤納保険料充当通知書』（別紙3）をご本人様宛に送付します。

- ▶ 『国民年金保険料産前産後免除該当通知書』（別紙1）
- ▶ 『国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書 国民年金保険料還付請求書』（別紙2左面，右面）
- ▶ 『国民年金過誤納保険料充当通知書』（別紙3）

の見本は、本誌35頁～38頁をご参照ください。

引き続き、産前産後免除制度の周知・広報にご協力よろしくお願ひいたします。



こちらの通知書は大切に保管してください

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書

22229 頁 X

9 9 9 - 9 9 9 9
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X

X X 29 X 29 X 29 X
 (X X X 29 X 29 X 29 X X)

X X X X X X X X X X X X 様

歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長



- あなたの国民年金保険料が払い過ぎとなっていますので下記のとおり未納期間に充当し、残金を還付（払い戻し）します。なお充当期間欄に記載がない場合は全額還付となります。
- 右の還付請求書に必要事項を記入・押印のうえ提出してください。還付請求書の提出先は下記「問い合わせ先」の年金事務所または年金事務所を管轄する事務センターです。提出先の事務センターについては、裏面の「事務センター提出先一覧」をご確認ください。
- この通知がお手元に届いた翌日から起算して2年を経過しても還付請求書の提出がない場合は、効力により還付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

基礎年金番号	9999-999999		生年月日	9 29 年 29 月 29 日				
氏名	X X X X X X X X X X X X							
過誤納通番	999 999 999 999 999		過誤納調査決定年月日	X X 29 年 29 月 29 日				
理由	1 厚生年金等加入 2 死亡喪失		3 重複納付 4 誤適用者		5 期間満了喪失 6 その他			
還付 充当 情報	過誤納期間	自	至	理由	自	至	理由	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
過誤納月数	229 カ月		過誤納金額	222222229				
還付 充当 情報	充当期間	自	至	理由	自	至	理由	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	
充当月数	229 カ月		充当金額	222222229				
還付 充当 情報	還付期間	自	至	理由	自	至	理由	
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	9	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	9	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	9	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月
		X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月	9	X X 29 年 29 月	~	X X 29 年 29 月
還付月数	229 カ月		還付金額	222222229				

上記のうち充当に関する決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
 なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先
 〒 999-9999
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X 年金事務所
 TEL 999999999999999

「二」を切り取り、離して右向きに貼ってください。

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書 国民年金保険料還付請求書（別紙2右面）

届書コード 6 4 4

国民年金保険料還付請求書

提出用

氏名	XXXXXXXXXXXX									
過誤納通番	999 999 999 999 999			過誤納調査決定年月日	XX29年Z9月Z9日					
還付情報	還付期間	自	至	理由	自	至	理由			
		XX29年Z9月	XX29年Z9月	9	XX29年Z9月	XX29年Z9月	9			
		XX29年Z9月	XX29年Z9月	9	XX29年Z9月	XX29年Z9月	9			
		XX29年Z9月	XX29年Z9月	9	XX29年Z9月	XX29年Z9月	9			
		XX29年Z9月	XX29年Z9月	9	XX29年Z9月	XX29年Z9月	9			
		XX29年Z9月	XX29年Z9月	9	XX29年Z9月	XX29年Z9月	9			
還付月数	Z Z 9 カ月			還付金額	Z Z Z Z Z Z Z Z 9					

日本年金機構

●届出年月日をご記入ください。

下記のとおり保険料の還付を請求します。
 XXXXXXXXXX 9999 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長殿 令和 年 月 日

●請求者についてご記入ください。（請求者が記入する場合は押印は不要です）

A. 請求者	①被保険者の基礎年金番号	9999-999999			②被保険者の生年月日	9 29 年 Z 9 月 Z 9 日		
	③フリガナ ④氏名				⑤続柄	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 養父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 () <small>※ この欄を記入される場合は、捺印が必須となりますので留意してください。</small>		
	⑥郵便番号			電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他			
	⑦住所							

●希望する振込先金融機関等についてご記入ください。（銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入してください）
 ※記入方法については、左側通知書の裏面をご覧ください。

B. 振込先	① 銀行等 (ゆうちょ銀行除く)	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 協同		本店 支店 本所 支所	⑤金融機関・支店コード			
	② ゆうちょ銀行	③預金種別	1	④通帳記号	1	0	⑥通帳番号(右側で記入)		
口座名義人 (必ず記入)									

口座番号等に誤りが無いか再度確認をお願いします。

●以下の欄は、還付金の受領（受け取り）を委任する場合にご記入ください。
 ※ 押印の省略はできません。
 ※ 委任者（請求者）と代理人の印鑑は別々の印鑑を押印してください。

上記還付金の受領を、下記代理人に委任します。
 令和 年 月 日 委任者（請求者）の氏名 _____ 印

C. 代理人	①フリガナ ②代理人氏名			
	③郵便番号	④代理人住所		



国民年金過誤納保険料充当通知書（別紙3）

国民年金過誤納保険料充当通知書

Z Z Z Z 9 9 9 X

X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日

9 9 9 - 9 9 9 9
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X

 X X X X X X X X X X X X 様

歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長



あなたの国民年金保険料が払い過ぎとなりましたので、下記のとおり未納期間に充当しましたので通知します。

過 誤 納 充 当 情 報	基礎年金番号	9999-999999		生年月日	9 Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日		
	氏名	X X X X X X X X X X X X X X					
	過誤納番号	999 999 999 999 999		過誤納調査決定年月日	X X Z 9 年 Z 9 月 Z 9 日		
	過誤納期間	自	至	理由	自	至	理由
		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	/	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	/
		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	
		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	
		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	
	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	X X Z 9 年 Z 9 月		~ X X Z 9 年 Z 9 月		
	過誤納月数	Z Z 9 か月		過誤納金額	Z Z Z Z Z Z Z Z 9		
充当期間	自	至	理由	自	至	理由	
	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	/	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	/	
	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		
	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		
	X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月		
X X Z 9 年 Z 9 月	~ X X Z 9 年 Z 9 月	X X Z 9 年 Z 9 月		~ X X Z 9 年 Z 9 月			
充当月数	Z Z 9 か月		充当金額	Z Z Z Z Z Z Z Z 9			

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
 なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先
 〒 999-9999
 X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 TEL 999999999999999

1610 1031 014

本年8月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局へ「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、令和元年10月23日に、厚生労働省年金局から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。



1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、加入の内容によって市区町村と年金事務所と対応窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にあるうえに、受付した市区町村では処理の進捗状況が確認できない等、結果として住民サービスの低下を招いている。

今後マイナンバーを利用した情報連携が本格化するにつれて、住民が市区町村窓口へ直接出向く必要は減少し、それに伴い市区町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていくと考える。

このような状況を鑑みて、すべての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

併せて、一元化を図るにあたっては、住民サービスや利便性確保の観点から、希望により日本年金機構の出先窓口を市区町村庁内に設置できるようにすることも、検討すること。

なお、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の(2)から(4)までの事項について早急に対応されたい。

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。これについては、住民基本台帳や市町村民税課税台帳などの公簿を備えている市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口で行う他の手続きと同時にすることが可能な手続きもあり、住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

個人番号による情報連携の進捗状況を踏まえつつ、国民年金業務の在り方について、今後も継続して検討する必要があると考えておりますが、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国(厚生労働省年金局及び地方厚生(支)局)及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(厚生労働省)

要
望

回
答

(2) 障害年金事務の窓口一元化

要望

障害年金事務については、障害内容及び年金制度に関する総合かつ専門的な知識を必要とする。比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて担当せざるを得ない市区町村職員では対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況であり、窓口対応に長時間を要するだけでなく、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やすこととなっている。

そのため、窓口一元化の第一歩として、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

併せて、次の段階的措置として、給付全般の窓口一元化についても検討を進めること。

回答

障害基礎年金の裁定請求書の提出先については、年金受給者の方にとっての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしているところですが。

障害基礎年金の裁定請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、市区町村窓口において使用する「わかりやすい説明を行うためのツール」並びに国民年金障害基礎年金受付・点検事務手引を作成しており、ご活用いただいているものと認識しております。

今後とも、このような形で、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しく申し上げます。

(厚生労働省)

(3) 障害年金請求書不備の場合の本人への直接返戻

要望

障害年金センターが設置されて以降、市区町村における形式審査に不備がない場合でも、日本年金機構の事務処理上の都合（外字登録・請求後の住所異動による請求書の書き換えなど）による返戻、診断書の内容に関する説明を含めた返戻など、形式審査の範囲を超えた対応を市区町村に課す事例が増え、対応に苦慮している。

市区町村での受付時に不備がない場合は、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう変更すること。

回答

障害基礎年金の請求の受付に関する事務につきましては、年金受給者の方にとっての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務として、その点検審査・受理をお願いしているところですが。

ご指摘を頂きました、市区町村における形式審査に不備が無い方が返戻された場合についても、
・文書ではなく対面での相談を希望される方も相当数いらっしゃると思われ、
・障害をお持ちの方の立場に立ち、できるだけきめ細かな対応を行うためにも、
市区町村での返戻対応をお願いしているところであり、ご理解とご協力をお願いします。

(厚生労働省)

(4) 研修及び情報提供の充実

住民サービスの向上を図るため、市区町村職員の知識確保の機会として、厚生労働省及び日本年金機構主催の研修をより充実されたい。

要望

今年度は、新規制度の説明会の開催が実現しているが、引き続き、従来制度の運用に関しても研修を実施するなど、さらなる充実を図るよう要望する。

なお、研修等の開催にあたっては、市区町村の予算計上可能な時期までに周知することを重ねて要望する。

また、被保険者および受給者へ送付される書類について、問合せが多数寄せられる市区町村に対しても引き続き情報提供をされたい。

ご要望の研修等の開催につきましては、今後も日本年金機構と連携を図りつつ、実施とその充実に努めてまいります。

回答

情報提供については、厚生労働省から発出する通知や事務連絡のほか、月次でお送りしている「今後の年金関連の事業について」、また、日本年金機構が発行する情報誌「かけはし」などにより随時行っているところであり、引き続き適切な時期での情報提供に努めてまいります。

(厚生労働省)

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

本来、法定受託事務である国民年金事務費は、超過負担が発生しないことが前提であるが、超過負担の発生により国民年金事務従事者の削減や協力連携事務の縮小を余儀なくされ、市区町村における円滑な事務の執行に支障をきたしている現状から、国民年金事務に要した経費全額を支給するよう強く要望する。

要望

併せて、超過負担が解消されないのであれば、法定受託事務内容の縮減もしくは簡素化を図るよう検討すること。

国民年金等事務費交付金については、これまでも市区町村の超過負担がなくなるようご要望いただいているところです。ご案内のとおり、本年度は総務省と厚生労働省の二省合同で国民年金等事務費交付金実態調査を実施しております。当該調査において市区町村で国民年金事務に要する人件費、物件費を詳細に調査し、算定方法等の在り方について検討を行っていき、調査の結果を踏まえ、事務費交付金をより適切に交付できるよう努めてまいります。

回答

(厚生労働省)

(2) 算定基礎及び算定項目の見直し

算定基礎項目である第1号被保険者数は減少しているが、雇用形態の変化に伴い資格異動手続きを短期間で繰り返す被保険者の増加や、外国人対応、障害基礎年金に係る相談等、窓口対応は多様化・複雑化している。

さらに、職員定数の削減及び事務効率化の観点から、窓口業務の委託や正規職員以外を採用する市区町村も増加傾向にあるが、人件費と物件費に区分して上限を設けて算定する現行の方法では、これまで人件費として算定されていた経費は物件費に算定されることから、市区町村の創意工夫が交付金を減額させるという状況を生じている。

本年実施の実態調査に基づき、市区町村の実際の事務量を反映する仕組みへの変更を強く要望する。また、「マイナンバー制度」の導入に伴い国民年金事務費交付金が急激に下がらないよう特段の配慮を行うこと。

要望

算定基礎額及び算定項目については、本年度総務省と厚生労働省の二省合同で実施しております国民年金等事務費交付金実態調査の結果を踏まえ、市区町村の実態をより反映した適切な内容となるよう検討してまいります。また、マイナンバー制度の導入後の交付金についても、市区町村の事務負担や現に要した人件費、物件費等を総合的に勘案し、適切な交付額となるよう、算出方法等の在り方について今後検討してまいります。
(厚生労働省)

回答

(3) 事務費交付金等の事務軽減

交付金申請や決算にかかる事務は複雑かつ膨大であり、短い期間での報告となることから、市区町村の負担が非常に大きいため、簡略化を図ること。また、交付金変更にかかる通知については各市区町村の予算編成時期を考慮すること。

また、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金についても、別途申請書の作成で一層事務が煩雑化することを避け、事務費交付金等と一括で申請できるよう要望する。

要望

交付金申請や決算に係る事務の簡略化については、できるだけ市区町村の負担を軽減するよう、ご意見を伺いながら検討してまいります。なお、市区町村からの報告については、交付額の適正な算定のために、職員一人一人の詳細な人件費の報告や協力・連携算出のための件数把握など、最低限必要な情報を提供いただく必要がありますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金については、国民年金等事務費交付金と根拠法令及び財源が異なる都合上、一括での申請は法令上行うことができませんので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。今後も可能な限り市区町村における事務負担を軽減できるよう、事務の簡略化について検討してまいります。
(厚生労働省)

回答

(4) システム改修費用の全額交付

要望

近年、法改正や新規制度の導入に係るシステム改修が頻回に必要となっているが、改修方針や仕様書の情報がなかなか得られず、市区町村が予算措置を適正に行うことが極めて困難である。しかも、改修費用の一部は物件費への計上となることや、当該年度内に改修を行わない場合は交付金の対象外となる等、全額交付には至らないのが現状である。

改修の必要性の判断や、予算措置や改修作業の期間を確保するためには、仕様書等で改修内容を把握することが不可欠であり、適切な時期に具体的な仕様や改修についての情報提供を行うことを強く求めるとともに、システム改修費用について全額交付できるよう対策をとられたい。

回答

市区町村におけるシステム改修については、今後も可能な限り早期に改修方針や仕様書等の情報を提供できるよう努めてまいります。また、システム改修経費についても、必要な予算の確保に努めてまいります。

(厚生労働省)

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 情報連携について

要望

日本年金機構において管理する住民情報と、住民基本台帳情報とが合致せず、所得情報の提供事務や、納付書未送達者についての照会、転入事実調査等が効率的に処理できない原因となっている状況を改善されたい。被保険者及び受給者の情報管理について、同様に改善を検討されたい。

また、被保険者が海外に転出した際の職権による資格喪失については、情報連携で取得した情報に基づいて日本年金機構が対応されたい。

回答

日本年金機構において管理する住民情報と住民基本台帳情報とが合致せず、市区町村での事務処理において確認や照会などの負担が生じていることについては、認識しております。一方で、個人情報の取り扱いについては、関係法令に基づき厚生労働省年金局と日本年金機構との間の取り決めのもとに行われているものです。個人情報保護法令遵守の観点からも、適切な支給業務及び適用業務の実施のため、現在のような情報管理体制になっていることをご理解いただきますようお願いいたします。

また、現在機構では、J-LISから海外転出・転入情報の提供を受けていないため、海外転出者の把握が困難な状況にあります。今後、J-LISから海外転出・転入情報の提供を受けられるようになれば、ご指摘のような勧奨や職権適用の事務の在り方を検討いたします。

(厚生労働省)





(2) 年金生活者支援給付金制度について

現在のところ、市区町村の提供する所得情報と世帯情報を基にターンアラウンド請求書を送付するのは施行初年度のみで、2年目以降は受給者の更新の判定を行うのみとされている。

所得や世帯の状況は毎年変動があること、支給候補対象者からの申請がなければ支給されない制度設計であることから、2年目以降の申請の勧奨をわかりやすく適切に行うことは不可欠である。

については、ターンアラウンド請求書を2年目以降も支給対象候補者へ送付することを検討されたい。また、郵送にかかる費用を支給対象候補者に負担させないこと。

さらに、生活保護受給者の多くが支給対象者であると予想される。生活保護部局との情報共有を適切に行うことが出来る事務処理方法や仕組みについて早急に検討されたい。

① ターンアラウンド請求書の送付対象の拡大について

現状、年金生活者支援給付金の支給の判定に必要な所得情報の照会は、給付金の受給資格者のみがその対象となっており、2年目以降は、支給対象候補者からの請求がない限り、日本年金機構が当該者の所得情報を市区町村へ照会することができないこととされております

支給対象候補者からの請求漏れが起こらないよう、積極的な周知を行ってまいります。御指摘の点はよく理解できるところであり、どのような方策がありうるか検討してまいります。

② 郵送にかかる費用負担について

ターンアラウンド請求書の送付の際は、請求書に切手を貼り、年金事務所への郵送を求めています。通常の年金の請求等においても、同様の対応をお願いしているところです。ご理解が得られるよう、丁寧に説明をしております。

なお、仮に、給付金の請求のみ切手を貼らないこととした場合、他の年金請求での対応と比較したときに公平性の問題も生じます。

例えば、年金事務所に直接請求書を持参された際には、受理した上で転送するなど可能な範囲で柔軟な対応をしていくこととしており、ご理解をお願いいたします。

③ 生活保護部局との情報共有を適切に行うことが出来る事務処理方法や仕組みについて

給付金の支給要件を満たす被保護者に確実に給付金を支給するためには、市区町村の国民年金担当部局と生活保護部局との間で連携を行うことが重要と考えているところです。このため、日本年金機構から給付金のTA請求書を送付した方の一覧等を国民年金担当部局へ送付し、生活保護法第29条の規定に基づき、必要に応じて生活保護担当部局と連携いただけるようにしております。

(厚生労働省)

(3) 法定免除について

要望

法定免除が遡及適用になった場合に、平成26年3月以前の期間については還付の取扱いとなる。納付済み期間とすることを希望する場合は、還付後に追納手続きを行う必要があり、煩雑な手続きと加算額が発生する状況である。この場合は、希望により納付を優先できるよう、制度の改正を検討されたい。

また、障害基礎年金を受給しているが法定免除が適用されていない方を抽出し、制度の周知と手続きの勧奨を行うように要望する。

回答

従来、遡及して法定免除となった場合には、法定免除となった期間の各月分として免除該当後に納付された保険料は還付する取扱いとされていましたが、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）」（以下「年金機能強化法」という。）の施行により、平成26年4月1日から、本人が希望する場合には、保険料が納付された法定免除期間は保険料納付済期間として取り扱うこととされています。

また、上記の法定免除の取扱いに関しては、年金機能強化法附則第9条の規定により、平成26年4月以後の免除期間についてのみ同法による改正後の規定を適用することとされています。

法改正による効果は、将来に向かってのみその効力が生じることとなるものであるところ、ご要望いただきました平成26年3月以前の免除期間についても同様に適用することに関しては、過去にその効力を生じるものであるため、対応することはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、障害基礎年金を受給しているながら、法定免除が適用されていない方への制度の周知や手続きの勧奨については、該当者を定期的に全数抽出し、納付申出制度の周知及び届出勧奨事務を実施することを検討してまいります。
(厚生労働省)

(4) 障害基礎年金の子（施設入所者）の加算に係る生計維持関係の適正化

要望

障害基礎年金の請求時や受給権者所得状況届・生計維持確認届提出の際、加給年金対象の子がいる場合、受給権者が子を自ら育てることができず、施設に預けるケースも見られ、生計維持に関して相談がある。

子が施設に入所していても生計維持関係にあるのかどうか基準が曖昧であり、他法との整合性がとれていないように思われる（児童福祉施設等に入所している子にかかる児童手当は、施設等の設置者に支給することになっている）。

障害基礎年金受給権者本人が自ら子育てできず、かつ、施設入所の費用負担がないのであれば「生計維持関係なし」として取り扱うなど、適正化を図ること。

回答

子の加算などに係る生計維持関係の確認については、障害基礎年金受給権者本人が自ら子育てできず、かつ、施設入所の費用負担がない場合、原則「生計維持関係なし」として取り扱っているところですが、生計同一関係に関する申立書などにより個別の事情を確認したうえで総合的に判断しております。

引き続き、制度の適切な運営にご理解、ご協力をお願いいたします。
(厚生労働省)

(5) 老齢基礎年金請求書内への支給開始年齢確認ページの設定

要望

老齢基礎年金を請求する際、窓口にて繰上げ・繰下げ請求の意思確認を行い、別紙に記入しているが、重要な項目であるにもかかわらず、請求書本体にページが設けられていないことから、確認漏れが生じる可能性が高い。

そのため、老齢基礎年金の請求書本体に、機構独自様式である繰上げ・繰下げ意思の確認ページを設けられるよう法整備等を行うこと。

回答

年金請求書の書式については、受給者にとってできるかぎり分かり易く簡潔にする必要があります。受給者の大半が本来請求を行っており、繰上げ、繰下げを行う場合には、年金請求書の他に繰上げ、繰下げの意思を示す申出書を提出いただいているところです。

どのような意思確認の手法が適切かということについては、引き続き検討してまいります。

(厚生労働省)



4. 日本年金機構への要望について

(1) 事務処理体制の強化

年金事務所及びねんきんダイヤルへ電話が繋がらないことについて繰り返し要望してきたが、状況が改善された実感はない。ようやくつながった電話でも誤った案内や説明漏れが多く、市区町村への苦情が絶えない状況にある。住民は何度も電話することに疲れて市区町村へ問い合わせるが、市区町村では回答できない内容がほとんどであるため解決ができない。

要望

市区町村からの照会への対応も同様であり、記録の照会が必須である窓口業務が滞る大きな要因となっている。

日本年金機構は、年金事務所、ねんきんダイヤル及びねんきん加入者ダイヤルにおいて正確な応答ができるようスキルの抜本的改善を図るとともに、人員体制を整え、回線数を大幅に増加して応答率の向上を図ること。多くの電話問い合わせが予想される郵送物の発送数の平準化や相談期間の見直しなども検討し、確実な対応を図られたい。併せて、高齢者も電話しやすいよう自動音声案内ガイダンスを見直すよう強く要望する。また、ねんきん加入者ダイヤルについては氏名検索・配偶者情報等回答項目を追加し、迅速に照会対応することを検討されたい。

「ねんきんダイヤル」、「ねんきん加入者ダイヤル」においては、毎月全オペレーターに対し通話モニタリングを行うなど、日々スキルの向上を図っておりますが、今後は新人層の底上げや苦手分野に特化した研修を実施するなど、更なるスキルアップを図ってまいります。

また、誤案内等の事案が発生した場合、速やかに原因を確認し、オペレーターへの周知・教育による再発防止に努めておりますので、市区町村への誤った誘導などありましたら、具体的な内容について情報提供いただきますようお願いいたします。

回答

また、繁忙時期などに年金事務所、ねんきんダイヤル等の電話が繋がりにくいケースが生じていることにつきましては、大変ご迷惑をお掛けしております。予算やセキュリティ面等、様々な制約がある中で、対応が限られてくる部分もございますが、現在、照会内容別の専用ダイヤルの設置やコールセンターの再編により業務生産性の向上に努めているところです。

今後も引き続き、通知書等のレイアウトや文面の見直しの他、応答時間短縮のための各種ツールの導入など、応答率及びお客様サービスの品質向上に向けた対応について、可能なものから順次実施してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、「ねんきん加入者ダイヤル」では、個人情報保護の観点から、外部委託業者のオペレーターに対して氏名検索を許可しておりません。

国民の皆様の大切な個人情報を守るための措置となりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

(日本年金機構)

(2) 組織内連携の強化と適正な事務処理

要望

日本年金機構では、組織改革の一環として、広域事務センターへの事務統合など機能を集約しているが、一方で事務権限が明確に分かれ、組織内での連携が取れていない状況が見受けられる。また、市区町村からの疑義に対する担当窓口が分かりにくく、速やかに回答を得られない実情などもある。

今後、全国で集約化を進めるにあたり、市区町村にも照会先を明確に示すとともに、照会に対して速やかに対応できるよう、組織内連携の強化を図ること。

また、書類の誤発送等の事務処理上の問題も散見されることから、適正な事務処理が行われるよう体制の強化を求める。

回答

国民年金事務に関する市区町村からの照会については原則として管轄の年金事務所にて対応させていただきますが、提出された届書等の個別の状況については事務センターより回答させていただくことがあります。

当面、新たな集約は予定しておりませんが、集約を行う際は速やかに周知させていただくとともに、照会に対して速やかに対応できるよう、組織内連携の強化を図ってまいります。

また、適正な事務処理を行うため、事務処理の正確性の確保に対する取組を進めてまいります。

(日本年金機構)

(3) 外国人住民への対応について

要望

今後一層の増加が見込まれる外国人住民への対応について、各種様式、パンフレット等の多言語対応はもちろん、日本語に不案内なことによる不利益が生じることの無いような強力なサポート体制を要望する。

また、氏名の読み方が異なる場合等は、過去の記録と繋がらないといった事態が容易に起こり得ることから、入国時の登録やマイナンバー情報連携を用いた一貫した対応について早急に検討されたい。

回答

平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」による外国人の受け入れが開始され、外国人住民の増加が見込まれるため、パンフレット等の多言語化を順次進めているところです。

今後とも市区町村と連携し、外国人住民の方が日本語に不案内なことによる不利益が生じることの無いよう、関係届書や申請書の多言語による記入例の提供など各種取組を検討いたします。

また、氏名の読み方が異なっていた場合であっても、資格取得時に個人番号及び基礎年金番号により届出いただいた場合は、過去の記録と繋げることは可能ですが、個人番号及び基礎年金番号の記載のない方については、社会保険オンラインシステムとは別のシステムにより、ローマ字氏名索引を実施し、疑重複者の有無を確認することにより、重複付番の発生防止に努めてまいります。

(日本年金機構)



年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

今年10月より始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または市区町村の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報に答えることのないようにご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

お手続きをご希望の方は、市区役所及び町村役場またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。

出産前後の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）から印刷をするか、市区役所・町村役場の窓口または年金事務所に備え付けてあります。

地域の独自情報

編集後記

ラグビーW杯日本代表のベスト8進出は、列島中が大熱狂に包まれましたね！両国ともビール片手に応援するファンの姿がとても印象的でした。調べてみるとラグビーファンにはビール好きが多いようで、2015年のイングランド大会では、同じ会場のサッカーの試合と比較して平均6倍以上のビールが消費されたとか…！ラグビーは選手もファンも豪快ですね。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。